

Gマーク使用料金表

「Gマーク使用料金表」はグッドデザイン賞を受賞した者（以下、「受賞者」）が、グッドデザイン賞受賞対象の商品やサービスの広報活動や販売促進活動にGマーク使用するにあたり、Gマークの使用許諾者である公益財団法人日本デザイン振興会（以下、「振興会」）が、その使用料金を定めるものです。

1. 「Gマーク」の使用許諾日から1年間の使用料は次のとおりとする。

販売価格	総事業費（販売価格が無い場合）	使用料（税込）
50万円未満	5億円未満	220,000円
50万円以上500万円未満	5億円以上50億円未満	550,000円
500万円以上	50億円以上	1,100,000円

- （1）原則として審査情報として記載された販売価格（オープンプライスの場合は実勢価格）をもって上記区分を適用する。なお、販売価格に幅がある場合は、その平均値を適用する。ただし、商品価格が存在しないものについては総事業費を適用する。
- （2）日本国外の受賞者についても、上記の規定に準拠して使用料を算出する。

2. 使用料の減額措置

振興会は、「Gマーク使用に関する規則5-2」により、下記のような減額措置を設ける。

- （1）受賞者が国、地方自治体などの行政機関、国または地方自治体から認可や認定を受けた学校法人、医療法人、宗教法人、公益財団・公益社団法人、NPO法人等の公共機関・団体である場合は、Gマーク使用料を無料とする。ただし、行政機関と民間事業者との共同出資により設立された法人（第三セクター）は除く。
日本国外の受賞者が同様の形態で対象の場合は、この規定に準拠して振興会が判断する。
- （2）受賞者が個人または中小企業である場合は、Gマーク使用料を50%割引とする。なお中小企業の定義については、日本国「中小企業基本法」に定められる定義に従う。ただし、大企業の子会社等「大企業の実質的な支配下にある中小企業」については、割引措置を受けることはできない。
日本国外の受賞者が中小企業対象の場合も、この規定に準じて振興会が判断する。
- （3）受賞年度内に4年間分の使用を一括して申し込む場合は、4年分の使用料から25%割引する。また、受賞後5年目以降の受賞対象のGマーク使用料は50%割引とする。受賞後10年目以降の受賞対象、及びロングライフデザイン賞受賞対象のGマーク使用料は無料とする。

3. 災害復興を支援する減免措置

2024年1月1日に発生した能登半島地震からの復興を支援するため、石川県に本社（個人事業主の場合は主な拠点）を置く2024年度以降のグッドデザイン賞受賞者については、2026年3月31日までに申し込まれた1年間のGマーク使用料を無料とする。

4. グッドフォーカス賞[防災・復興デザイン]受賞者を支援する減免措置

自然災害への防備または自然災害による被害からの復興を支援するため、2021年度以降のグッドデザイン賞の受賞対象のうち、グッドフォーカス賞[防災・復興デザイン]に選出された受賞対象については、2026年3月31日までに申し込まれた1年分のGマーク使用料を無料とする。

5. 受賞PR期間におけるGマークの無料使用

全ての受賞者は、その年度の受賞対象について受賞発表の日から指定の期限に限りGマークを無料で使用することができる。2025年度の受賞PR期間は、2025年10月15日から11月5日までとする。また振興会は、上記期間以外にも、無料使用期間等を設定することがある。

2025年4月1日